

## 福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

### ① 第三者評価機関名

(福) 静岡県社会福祉協議会

### ② 施設・事業所情報

名称：富士保育園	種別：保育所
代表者氏名：理事長 植田 敏司	定員（利用人数）：50名
所在地：静岡県熱海市東海岸町7番13号	
TEL：0557-81-2018	ホームページ： <a href="https://www.atami-fujihokuen.jp/">https://www.atami-fujihokuen.jp/</a>

#### 【施設・事業所の概要】

開設年月日 昭和42年4月23日

経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人富士会

職員数	常勤職員：15名	非常勤職員 3名
専門職員	保育士 13名	調理員 2名
	嘱託医 2名	保育補助 1名
	栄養士 1名	
施設・設備 の概要	居室面積： 利用者一人当たり 29.06 m <sup>2</sup>	園庭面積： 利用者一人当たり 5.84 m <sup>2</sup>

### ③ 理念・基本方針

#### (1) 理念

保育所は児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところで、一人ひとりの乳幼児の最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

#### (2) 基本方針

- 家庭との連携を密にして理解や信頼を深め、共に協力し、子どもたちの育ちや子育てを支えることを目指す
- 家庭的な雰囲気の中で、基本的な生活習慣の体得や正しい社会態度を一人一人に応じた継続的指導により心身の健康づくりを目指す。
- 養護と教育が一体となって、年齢なりの心情・意欲・態度を身につけ豊かな人間性を育成する。
- 子どもが育つ道筋や長期的視野を持って、自己実現が図れる保育を行う。
- 地域との連携を深め、また関係機関と共に子育てを支援し、そのネットワークにより地域で子どもを育てる環境づくりを目指す。

### ③ 施設・事業所の特徴的な取組

- 1、体育あそび
- 2、子ども英会話
- 3、お茶お点前
- 4、リトミック・メロディオン
- 5、食育クッキング（干物づくり、野菜栽培）

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年5月8日（契約日）～ 令和5年12月5日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	受審なし（今回がはじめて）

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

- ・園内がとても明るく、子どもたちが過ごしやすい環境として改修がされています。
- ・園内の掃除が行き届いており、トイレもとても清潔感があります。
- ・子どもがおいしく、さらに安心して食べることのできる食事を提供していると共に食事を楽しむことができるよう工夫をしています。  
また、昼食後も子どもたちが進んでランチルームの掃除をしています。
- ・近隣の商店街へのお神輿の練り歩き、ハロウィンパレード、地域の方を招いての干物づくり等、地域との関りを大事にしています。
- ・子どもたちの「やりたい」気持ちを大事にし、保育に生かしています。
- ・子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境及び主体的に活動できる環境を整備し、援助することで子どもの生活と遊びを豊かにする保育を発展しています。
- ・養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しています。
- ・健康診断・歯科検診の結果を保育に反映しています。

### ◇改善を求められる点

- ・開園した当時の理念・基本方針で、現在の園の特徴が記されていないため、理念・基本方針の策定の見直しと周知が必要です。
- ・保育所の理念や方針に基づいた全体的計画の作成、及び全体的な計画に基づいた指導計画の作成をし、指導計画に基づいた保育実践、実践の振り返り、全体的計画の評価から次の計画へと展開します。全てのプロセスは記録に残します。
- ・施設長と理事の考えには、他面の計画への思いがあるが、中・長期計画、職員の研修計画等、明確にした計画の策定がありません。
- ・保育の質を向上させるために、事業所内外での実践発表会や事例検討会の開催を通して、保護者や他の職員の意見を仰ぐ機会をもつことが求められます。
- ・様々なマニュアルの整備不足が見受けられます。
- ・職員は、障がいのある子どもの保育・乳幼児突然死症候群について・アレルギー疾患・慢性疾患等について・研修等により必要な知識・情報を得て、職員間で共有します。  
さらに手順書（マニュアル）を活用しながら誰でも実践できる取組が組織全体に求められます。
- ・会議に出られない職員への伝達、周知の手立てが不足がちです。
- ・職員や保護者への書面（掲示物）を通じての共有の徹底が求められます。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

最初から理念・基本方針に問題があることは覚悟しておりましたので、今までではダメな事がはつきりと理解できて、大変助かりました。

法人に歴史はあるものの、改善や改革がなされておらず、福祉のサービスが利用者及び職員にも十分に行き届いていないことが把握できて反省材料になりました。

今回の受審を機会に理念・基本方針や運営管理を見直し、サービスの利用者だけでなく、勤務している職員の働く環境も改善・改革したいと思います。

様々なご指摘・アドバイスありがとうございました。今後もよろしくお願ひいたします。

## ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

- |  |
|--|
| a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態        |
| b 評価…a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態 |
| c 評価…b 以上の取組みとなることを期待する状態                      |

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 保育所版共通評価基準ガイドライン

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	C
<コメント>理念・基本方針があるが、園開所当時からのもので、ホームページやパンフレットにも記載がされていないが、理念・基本方針の内容を含んだ保育目標がホームページやパンフレットに記載されています。また、時代に応じた改善が見られず、園の特徴の読み取りができません。今後、現在の保育内容から理念、基本方針の改正をしていく予定があります。理念・基本方針の周知は図られていません。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	C
<コメント>社会福祉事業の動向や各種データを確認しているが、書面での整理や書面収集などがされていません。 热海市の出生率が減っており、そのため閉園をしている園もあることから、現在 50 名を受け入れているが、近々 30 名の受入れとなる可能性を予知していることを聴取できました。 具体的に明示された中・長期計画の策定がされていないため、計画的な事業経営が求められます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	C
<コメント>園児減であることから経営を持続するため、合同保育を行いく意向を職員に伝え、合同保育への施行を始めています。 ここ 5 年間、若手(20 代)職員採用が 2 名のみなので、若手の職員の継続雇用が出来ていない状況です。若手職員の確保と育成が求められます。また、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場、検討においての組織作りが不足しているため、体制職員の組織作りが必要です。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて いる。	C
＜コメント＞展望はあるが書面での確認ができず、中・長期計画の策定がされていないため、中・長期計画を策定し、ビジョンを明確にしていく必要があります。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されてい る。	C
＜コメント＞事業計画は、行事計画となっており、放課後児童クラブ・ピアノ教室・学研・英会話教室への貸室事業等の記載がされていませんでした。 中・長期計画を策定していないため、単年度ごとの計画となっています。今後は、中・長期計画を策定していくため、中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定していくことが求められます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組 織的に行われ、職員が理解している。	b
＜コメント＞職員会議で、行事計画について話し合いをし、毎年年度末に次年度に行事の見直し等を職員で行っています。職員へのアンケートを年に1回行い、アンケートの結果を活かしているが書面での確認はできませんでした。 職員会議は、保育との兼ね合いにより、全員参加が不可能ですが、行事の詳細や伝達事項を伝えています。職員会議録は、閲覧の確認印がなく、欠席職員から「知らないうちに決まっている」という意見がでたことがあるため、会議録の閲覧をした際には確認済みのサインをすることで周知の徹底を図っていくことが出来ます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
＜コメント＞行事計画の主な内容は、園だより配布し、各クラスの前に掲示もしております。 父母の会の開催が現在ないため、周知および質疑応答は、送迎時に丁寧に対応をしています。		

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能 している。	C
＜コメント＞質の向上に向けての考えを持っているが、考え方のみで具体的な体制の整備に及んでいないため、質の向上に向けた組織や計画を策定し、それに沿った質の向上を行っていく必要があります。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	C
<コメント>職員間で課題の共有をし、今後どのような対策をしていくべきか検討はしているが、課題のまとめ、改善計画書、改善過程の記録等がされてませんでした。質の向上のためには検討だけでなく、課題のまとめ、改善計画、改善家庭の記録を残し、検証をしていくことが求められます。		
<b>評価対象Ⅱ 組織の運営管理</b>		
<b>Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>		
	第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	C
<コメント>園長は、職務分担表、職務分掌を作成し自らの役割と責任を明らかにしています。職務分担表、職務分掌で園長だけでなく、各職員の役割も明確になっています。しかし、以前は職員に職務の内容を周知できていたが、現在はあまりできていないため、役割分担の周知をし、職員一人ひとりの個々の職務を明らかにする必要があります。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	C
<コメント>基本的な関連法令をルールとして伝えることは出来ていますが、現在、関連法令に関しての研修への参加が出来ていません。理事から雇用契約主を手渡す際に雇用についての説明を一人ひとり行っています。現在の雇用契約書には、パワーハラスメントについての記載がないため、今後パワーハラスメントの記載が求められます。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。	C
<コメント>園長は今年度4月から就任したので、まだ指導力を発揮できていないが、園の保育目標等は、職員に伝えています。また、個人的には職員の心配事など、相談を受けたり職員のモチベーションをあげる努力をしています。園内研修は、不定期だが原則、年に1回行っています。職員の研修参加については、理事の推薦により外部研修に参加していますが、計画的に職員に研修の場を提供していくことが保育の質の向上に繋がるため、職員研修の計画書の作成が求められます。		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	C
<p>＜コメント＞5年前に業務の整理をし、業務のスリム化を行っています。 人事体制については、前年度まで人事考課による配置ではなく、経験年数での配置を行っていましたが、今年度は園長と理事で人事配置の改善を行っています。 人事や実効の向上に向けての取組内容や体制の見直し等の記録が求められます。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>＜コメント＞国の配置基準は守られていますが、パート職員の勤務体制を優先せざるをえないこと、年次休暇を消化するための人員余裕がないことから、園長が勤務表で取組はしていますが正規職員の年次休暇が取れていません。また、人員体制や職員育成についての考えもありますが、具体的な計画が策定されていないため、福祉人材の確保・育成計画・人事管理の具体的な計画を策定していくことが求められます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	C
<p>＜コメント＞園長と理事で人事管理を行っています。人事管理に関する仕組みや具体的な取組について明確化されていませんでした。また、「期待する職員像」についても曖昧な点があるため、業務の目安も含め、人事基準の策定も明確化していく必要があります。 職員のスキルアップについては、保育士の特性を見ながら判断し研修等の提供をしているものの、基準がなく計画的に行われていないため、基準と計画の作成も必要があります。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p>＜コメント＞労務管理は理事が行っており、就業状況の記録もしっかりと行われています。また、労務に関して年に1度、理事が職員の個別面談を行っており、他の機会に相談がある職員の面談は、個別に隨時行っています。職員がいつでも相談をしやすい状況を園長も伝えています。 残業をする場合は、自己申告により認めています。 また、アプリ「コドモン」を導入しているので、労務管理をさらに明確にするためにはアプリを使用していくことも考えられます。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

C

＜コメント＞面談では、職員一人ひとりの目標達成度についての内容は、行われておらず、組織として期待する職員像が明確ではありません。職員面談を年に1回行っています。

職員一人ひとりの力量や職員の質の向上に向けた意向等を話し合い、目標を適切に設定し、進捗状況の確認、目標達成度の確認等を行っていく必要があります。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、  
教育・研修が実施されている。

C

＜コメント＞職員教育や研修の基本方針や計画、定期的な計画の評価と見直し等の確認ができませんでした。また、年度ごとの関連性や持続性もないため、教育・研修計画を策定し、定期的に計画の評価と見直しを行う必要があります。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

＜コメント＞研修の情報提供はされており、研修に参加をした場合には、必ず報告書の提出も行われています。職員の教育・研修に関する計画が策定されていないため、職員一人ひとりの知識や技術水準や専門性に応じた教育・研修は実施されていませんでした。研修の情報提供を適切に行い、職員が研修に参加できるように配慮がされていますが、今後職員の教育・研修に関する計画が策定し、職員一人ひとりの知識や技術水準や専門性に応じた教育・研修が実施する必要があります。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について  
体制を整備し、積極的な取組をしている。

C

＜コメント＞実習生を受け入れに関するマニュアル・プログラムの策定がされていません。受入れに際しては、園だよりに記載をし、口頭で子どもたちに説明をしています。養成機関との連携は密に取っています。福祉の人材を育成すること、保育に関わる専門職の研修・育成の協力は、保育所の社会的責務の一つとなるため、マニュアル・プログラムの策定が必要であり、さらに職員にも周知され共有していくことが求められます。

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	C
<p>＜コメント＞ホームページには、事業報告、決算書、保育目標の掲載はあるが、理念・基本方針の記載がされていません。また、ホームページに苦情や相談のページがあるが、こちらも記載がされていませんでした。</p> <p>地域との連携について、お神輿の練り歩き、ハロウィンパレード、幼年消防クラブ、地元物産等ホームページやパンフレットで写真掲載し紹介しています。地域との交流に際しての地域へ向けてのおたよりなどの作成はしていないため、今後地域に向けたおたより提示することで園への理解を深めていくことが求められます。</p>		
<p>第三者評価の受診は、今回が初回のため、掲載はまだありません。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>＜コメント＞事務分掌で権限・責任が明確にされており、年度初めに職員へ配布をしている周知をしています。財務に関しては、内部監査も毎月行っており、現金の引き出しについても2重にチェックし徹底した確認をしており、財務管理を税理士に依頼し監査支援を受け、経営改善を行っています。</p> <p>事業に関しては確認出来ませんでした。</p> <p>5年前の経営不振を現在の理事が引継ぎ、立て直しを図っています。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>＜コメント＞幼年消防クラブでの出初式、天狗祭り、お神輿、ハロウィン等、地域の行事や交流を定期的に行っているが、地域との関りの基本的な考え方は、基本方針にあるものの詳細の文書化はされていないため、地域に対して保育所や子どもの理解を深めるため、文書化が求められます。</p> <p>地域の社会資源、読み聞かせ・言葉の教室・サッカー教室等、掲示をすると共に興味がある方に声掛けをして地域とつなげる手立てを講じています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	C
<p>＜コメント＞近隣の中学校、高校からボランティア受け入れの問い合わせがあり、実施しています。受け入れの基本姿勢、学校協力等への協力についての基本姿勢の明文化がされていないため、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等を記載したマニュアルの策定が必要です。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
----	--	---

〈コメント〉関係機関の巡回相談や児童相談所との連携を図っています。

園内で支援会議を年に3回ほど開催し、支援の手立て等の検討をしています。職員会議で共有を図るが、職員全体への周知までに至っていないため、内容を記録し職員全体に回覧するなど、周知の手立ての工夫が必要となります。

関係機関の巡回相談や児童相談所との連携は、図られています。さらに関係機関のリストや資料も作成しておくことも求められます。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
----	--	---

〈コメント〉子育て相談事業の実績があります。保護者や卒園児の保護者からの相談は、隨時必要な場合に受け入れをしていていますが、相談事業の書面での周知はされていないため、書面でも周知し、誰でもが相談できる状況にしていくことが求められます。

「ベビーマッサージ」「愛着関係」等の講演会を行ったことがあります。今年度は、「性教育」の講演会を開催する予定と説明を受けました。今後も利用者のニーズを把握していくべきであり、さらに地域の福祉ニーズも把握に努めていくことが必要です。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
----	--	---

〈コメント〉園舎の高さが津波から避けられるため、避難所として開設することを考えており、備蓄品もある程度揃っていると傾聴し、今後、災害時避難所として開設できることを地域に周知していく意志の確認しました。

土石流の際、避難地区に保育士を派遣する支援を行った実績があります。

災害時、地域との連携・協力に関する事項を決定し、職員への説明や必要な研修の実施等、備えを計画的に確保していくことが求められます。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント>保育目標を柱に子どもを尊重した保育が実践されています。例えば、行事を行う際には、子どもたちの意見を尊重し、子どもたちの意見活かした行事を行っています。子どもを尊重した保育の提供に関する「論理綱領」や規定等の策定がなく、子どもの尊重や基本的人権の配慮について、職員が理解し実践しているが、プロセスが不明確であるため、子どもを尊重した保育の提供に関する「論理綱領」や規定等の策定が求められます。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
<コメント>保護者向けに「プライバシーポリシー」というおたよりがありますが、個人情報保護についての記載で個別のプライバシーに関しての内容ではありません。プライバシーに関する規程やマニュアルは整備されておらず、また、職員に向けてのプライバシーに関する研修の機会も行われていません。 プライバシーに関する規程やマニュアルは整備の策定が求められます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント>ホームページの見直しの実施がされています。 ホームページ・パンフレットの作成がされているが、保育目標の提示のみで、理念や基本方針の提供ができていないこと、行事の取組の紹介にとどまっているため、園の特性の紹介が不十分です。 また、パンフレットは来園者に配布しているのみで、公共施設等での配布はしていません。見学希望者の受け入れは、随時行い、園長と主任が対応しているが、周知ができないため、保護者が情報を簡単に入手できる取組やわかりやすい工夫が必要です。また、ホームページやパンフレットに見学受け入れについて記載する工夫が求められます。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント>現状、保育の開始等の変更はあまりないが、変更があった場合は、おたよりで周知をしています。コロナ禍で父母の会が行われなかつたため、直接保護者に伝えることはありませんでしたが、配慮が必要な保護者の方には、個々に説明をしています。 おたよりでの周知は、保護者の受け止めが分かりやすい文書となるよう工夫していきます。		

32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
----	---	---

〈コメント〉保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書は定めていません。

保育の変更、人事の変更は、理事長・園長について、ホームページとおたよりで周知をしています。

利用終了後の相談窓口の設置の書面は、作成していないが、卒園する際にいつでも相談できることを伝達しています。年間3-4名の相談実績があるが、対応した内容を記録することが求められます。

#### III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
----	---	---

〈コメント〉日々の保育の中で子どもたちを観察して子どもの満足度を確認しているが、特に記録はありませんでした。

保護者アンケートは行っていませんでした。コロナ禍で保護者会が年1回の開催、職員は父母会には参加していないが、今後職員が保護者会に参加し、子どもたちの様子を伝えること、保護者の意見・要望を吸い上げることが必要です。

#### III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--	---

〈コメント〉苦情窓口の設置はされているが、苦情窓口設置のおたよりは、掲示されていませんでした。苦情の記録、改善策の記録はきちんとされています。また、苦情から保育の見直しや改善も行っていますが、苦情窓口は機能していません。

大きな問題が発生した際には、苦情に対しての報告会とおたよりで保護者の方への謝罪と今後の対策を周知しています。

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	C
<コメント>重要事項説明書に苦情窓口が記載されています。 保護者の方が相談に来た時に随時、相談を受けており、送迎時に日常的に行っています。 相談事業の案内文の作成はなく、口頭での対応のみで掲示はありません。保護者に周知をしていくためには、案内文の作成・掲示が必要となります。		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	C
<コメント>保護者からの相談等は、職員会議で話し合い迅速に対応し、保護者へフィードバックしていますが、相談や意見を受けた際の記録方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルやフローチャートの整備が必要となります。 また、相談の実践記録も求められます。		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>リスクマネジメント委員会の設置がありません。「事故防止マニュアル」「事故発生時フローチャート」の整備ができているが、職員への周知が不足しています。 ヒヤリハットの報告書を作成し、職員会議で報告し、再発防止の検討を確認しています。 事故報告書では、再発防止の検討内容が記載されています。		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<コメント>「衛生管理・感染症対策マニュアル」の作成がされていますが、作成されているのが令和2年で特にコロナ感染症の対応が含まれていません。その年に流行した感染症の追記が必要となります。 保育士が衛生面の研修に参加をしていましたが、現在は参加できていないため、今後は積極的に参加をしていく予定をしています。 園で感染症が流行した際は、玄関に流行している感染症名の掲示をしたり、保護者に口頭で伝えています。コロナの場合は、メール配信をしています。		
39	III-1-(5)-③ 災害における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>災害時の体制、影響の把握、建物は耐震診断・耐震補強がされています。消火設備の充実、食料や備品の備蓄等もできています。防災訓練は毎月行い、地域の防災訓練にも参加をしています。 災害発生時のマニュアルが簡潔に記載されているため、行政機関との連携を図るとともに、対応策の検討、具体的な対応方針や計画を策定するなど、事前準備・事前対策を講じることが必要となります。		

### III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	C
<p>＜コメント＞保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分の共有化するための標準的な実施方法の文書化がされていないため、今後文書化し、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個性に着目した対応を行うことが求められます。職員の理解を図るための取組や工夫等は、その都度行われています。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
<p>＜コメント＞標準的な実地方法の文書化がなく、改訂記録、検討会議録がありません。子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが求められます。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>＜コメント＞職員のやり方が様々なので、その都度、園長が確認し指導計画の見直しを行っているが、指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築されていません。アセスメントの手順を定め、手順にそって計画的に適切なアセスメントの実施が必要です。その際、子どもと保護者等の具体的なニーズ等を明示した指導計画の作成が求められます。</p>		

43

III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

C

＜コメント＞その都度、園長・主任が児童票で確認をしているが、組織的な仕組みの定めがありませんでした。見直しによって変更した指導計画等の確認を職員会議で行っているが、周知をしている記録での確認ができませんでした。

保護者の意向等は、面談時に確認をしているが、計画評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する確認や課題等が明確にされ、保育の質の向上に結び付く積極的な取組と周知が求められます。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44

III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

＜コメント＞児童票に子どもの発達状況や生活状況をきちんと記録されています。

新旧の担任で、会議を行い引継ぎや申し送りを積極的に行っていますが、新旧担任のみの児童票の共有となっているため情報共有の体制が不十分でした。コドモンのアプリの導入をしているので、アプリの記録フォイル等を活用し、保育所内での情報を共有することが求められます。

45

III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

＜コメント＞子どもの記録の保管、保存は、通常鍵の掛かる事務所の書庫への保管を行っています。しかし、児童票作成時期には、担任か、保育室等に置いた状態が続くこともあるため、今後はその都度必ず書庫への返却を実践していく必要があります。

保管期日が過ぎた記録等は、専門の廃棄業者に依頼して廃棄を行っています。

「プライバシーポリシー」はあるが説明しているかは、不明です。

漏えいに対する対策と対応方法が明示と「個人情報保護に関する法律のガイドライン」等への理解と取組が必要となります。

## 保育所版内容評価基準ガイドライン

### 評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	C
<p>〈コメント〉</p> <p>保育園要覧に「当該年度事業計画」として明示されていますが、年間行事予定表とほぼ同一項目であり、理念に基づいた全体的計画の解釈がなされていません。全体的な計画に対する定期的な評価もされていません。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>昼寝用簡易ベッド（コット）を活用し、床に直接敷き布団ではないなど快適性に工夫が見られました。壁際の家具には、転倒防止の処置がされていました。トイレ便座は年齢に配慮されています。耐震補強用鉄骨に横板を渡した玩具や作品などの展示や、昼寝スペースの頭上にロープを渡して作品をクリップ止めした展示等は、落下防止への配慮を必要とします。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>児童票や毎日の連絡帳や送迎時保護者からの発言で把握したことを、職員会議で共有を図っています。職員会議には全職員参加はできませんので、内容は参加職員から不参加職員に伝言をしていますが、職員会議記録には上司の確認印のみで周知状況の確認ができないため職員間で共有する取組は十分ではありません。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>行事開催前に子供達の話合いの場を持ち、出た意見を拾い上げています。連絡帳から帰宅後の発言なども聞き取る働きかけをしていることが確認できました。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>〈コメント〉</p>		

屋上やデッキ等でプール遊びをしたり、「熱海を知ろう」では森に行き、NPO 法人キコリーズの担当者から説明を受けながら散策をしたり、警察署長・駅長の体験をしたり、干もの作りや和菓子作り等地域の協力で参加体験しています。異年齢合同で行う遊戯や納涼祭等のために、ペインティングした作品を、納涼祭用の物品に仕上げるなど日常の活動を行事に取り入れています。当日は園庭での活動が見られませんでした。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

0歳児3名に対し保育士3名で関わりを持っています。特に細部まで記入できる書式の連絡ノートによって家庭との連絡をし合うと共に送迎時にも言葉を交わしています。誕生日会などにも合同で参加しています。昼食は0歳児、1歳児・2歳児が1歳児の保育室で摂取し、昼寝は2歳児の保育室で行っています。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

個別指導計画は児童票の目標としているところによります。保育士によっては、抽象的な表現であり内容にも具体性に欠ける部分もありますが、行事には合同参加していますので異年齢の子ども達とのふれあいはできています。特に細部まで記入できる書式の連絡ノートによって家庭との連絡をし合うと共に送迎時にも言葉を交わしています。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	--	---

〈コメント〉

ビーチ清掃やゲーム大会、リレー大会。体操教室を月に2回、外部から講師を招き施設内で実施しています。見学の際、誕生日会の様子から司会者役や補助役など積極的に進行していました。今年度から熱海市内の全保育所の職員が各学年別に会合を持ち、交流を通して横との繋がりがもてるようになりました。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

〈コメント〉

多動児の特徴を他職員に伝え、家の形の小型のテントを設置してクールダウンできる環境を整えています。担当保育士が個人的にスキルアップを図っていますが組織内で共有できる仕組みにはなっていません。保護者とは連絡ノートを活用した連絡が主で、場合によっては面

談も有ります。専門機関の通園センターと保育所間の連絡帳を活用し連携しています。ほかには国際医療福祉病院の言葉の教室・リハビリなどで訓練できるように支援しています。他の保護者に理解してもらうために公開するかについては、当事者の理解が深まるまでは行いません。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	---

〈コメント〉

在宅での日課等の情報は3歳未満児の睡眠リズムや排泄等は把握しますが、計画性をもってではなく場面によって対応することが多いです。夏期プール後には昼寝を入れています。異年齢児の交流では誕生日会等3歳以上児及び3歳未満児も参加しています。延長保育では茶菓や軽食の提供は栄養士さんの計らいで行っていますが、延長保育日誌内に記録が残っていません。保育士間の引き継ぎは朝礼及び遅番職員に対してはメモ書きを渡したり言葉で伝えたりしていますが資料として確認できる物が存在しません。家庭環境については面談時の資料で確認が取れますか、家庭での様子は連絡帳による把握であり、家庭によっては十分な連携とはいえません。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
----	---	---

〈コメント〉

事業計画に修学への支援項目が有りません。小学校以降の見通しについて熱海市がYouTubeで学校生活について配信したものを見ましたが、実施記録は有りません。5歳児担任が連絡会に参加し、意見交換を通して修学に向けた連携を図っています。保育所児童保育要録の作成にあたり関係する職員が参画して作成した記録が有りませんでした。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
----	------------------------------	---

〈コメント〉

健康診断記録簿には身長、体重、歯科検診結果、内科検診結果等は存在しますが精神はなく心と体の把握には至っていません。体調変化に伴う保護者との連絡は連絡帳に記載されました。保健に関する計画やマニュアルは確認できませんでした。保育士間でのみ周知を口頭で行ってはいます。職員間での共有実態の確認が取れていません。乳幼児突然死症候群については担当部署から注意事項のみ通知しています。また、研修はなく保育士個々での知識によることが多いです。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
----	-----------------------------------	---

〈コメント〉

健康診断記録簿には身長、体重、歯科検診結果、内科検診結果等が存在し、児童票に記載して保育が行われています。結果票に記入後保護者に伝えています。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
-----	--	---

〈コメント〉

「事故防止マニュアル（6）その他」に食物アレルギーに関する文章はありますが、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は担当者の手元になく、個々の知識で対応しています。入園時面談における設問に、アレルギー症状に疑いがある場合は医療機関へ保護者が連れて行き、診断報告書の提出を依頼しています。その後の情報交換は、連絡帳や送迎時等を活用しながら行っています。食事の提供時にはクラスの担当者から他の子供達に対して、言葉で伝えていますが、記録は有りません。他の保護者に理解をはかる取組はされていません。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
-----	----------------------------------	---

〈コメント〉

毎月配布する、献立予定表を活用して食に関する豆知識を掲載しています。発達に合わせて、お粥、ベタベタ食、刻み食等の援助や箸、リング付箸、スプーンを用いて自分で食べる支援をしています。個人差や食欲に応じて「おかわり」できるように分量を調整しています。未満児は0・1歳児の部屋でスペースを確保し、3歳以上児は3階の保育室ではなく1階のランチルームに移動して摂っています。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
-----	---	---

〈コメント〉

献立には季節物を取り入れ、煮物等和食から、魚なども自然に食べられる形状にしています。0.1.2歳児には薄味にするために3歳以上児の味つけ前に取り分けるなどの工夫をしています。食事や子供達の食事中の様子を撮影して、当日の帰宅時に保護者が確認できるように事務所前にて放映をしています。偏食児にはタレではなく醤油にしたり、配膳時に分量を調整したり、野菜を個別盛りにして匂いが移らない工夫もしています。地域特産品のアジやイカメンチ等も取り入れ提供しています。衛生管理では調理室内に作業工程表があり消毒も含めてチェックしています。

## 評価対象 A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
〈コメント〉		
不定期開催の「父母の会」や行事に参加することで子供達の成長を共有できるようにするために、「年間行事予定表」に要参加、協力参加・自由参加を明示して配布しています。家庭内で保育上特記すべきことは、児童票へ記録しています。		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑯	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
＜コメント＞		
保護者との信頼関係の構築のために、送迎時や行事参加時や場合によって個別面談などで相談できるように伝えています。相談された担任は園長に相談しますが組織として対応や検討する体制ができていません。過去の案件は、担任が児童票に箇条書きして有りました。相談内容の詳細や解決へのプロセスが記録として残されていませんでした。		
A⑰	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
＜コメント＞		
観察によって発見に努めていますが記録は有りません。マニュアル及び研修はなく保育士の知識力に委ねている部分が大きいです。以前冊子の配布がありました。以前の実例では、担任と園長と主任で話し合いを行った上で、児童相談所に相談をしたことで、予防的対応になりました。保護者の精神面・生活面の援助として市役所へ連絡し、相談先を紹介しましたが記録は残っていません。		

### 評価対象 A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
A⑯	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
＜コメント＞		
実践の振り返りは児童票への記載を通して行っています。目標と実践記録は有りますが目標の設定が抽象的です。アセスメントから課題への導きや目標達成レベルが明確にされていないため、評価も曖昧で、次の目標設定の根拠に繋がっていません。保育士の自己評価及び他者評価から専門性の向上に至る組織的なカンファレンス（事例検討会議）等は行ったことが有りません。		